

高等
小學
修身教範

生徒用



卷三

C1

圖書 和圖書 遡



a 1 3 8 0 3 2 9 0 9 4 a

福岡教育大学蔵書

T1A3

22

I 34

生徒心得

- 生徒は左の箇條とこゝろうへし
- 一 勅語の御趣意と奉體して寸時もわする可らず
 - 二 學校の規則にしたがひ教師の訓戒命令をまもり行儀と正しくし學業を勉勵すべし
 - 三 長上には尊敬をつくり同輩には親切ある可し
 - 四 學校の内外にかゝばらず長上又は同輩に出遭はるときは必ず姿勢を正くして禮をあすべし
 - 五 始業時十分前には必ず登校す可し
 - 六 受業に必需なる物品をわするべからず
 - 七 みだりに教室に入り又は校外に出づべからず

八帽をかぶり襟巻をまとひたるおどすべて不体裁ふ
る状態にて教室に入らざるべからず

九始業のあいづと聞は直に所定の場所に整列べし
十學具辨當、帽、傘、履物おどは所定の場所に排列し
て決して亂雑にあすべからず

十一無益の玩具及び受業に入用あらざる物品をたつ
さふべからず

十二受業時間中は特に行儀を正くして教訓に注意し
私語、失笑傍觀、と慎み又みだりに席をばふる可ら
ず

十三學校の物品は教師の許可を得ずしてみだりに使

ふべからず

十四學校の物品又は自己の書籍器械は丁寧にあつか
ひ決して汚損すべからず

十五教師の許可を得ずして物品を貸借又は交換すべ
からず

十六教室外にて教師に對し發言せんとするときは先
づ姿勢を正くし禮をおいて後にすべし

十七身体衣服は常に清潔にすべし

十八教室の内外にかゝばらざるみだりに反古をすつる

おどのことあるべからず

十九校内にて妄に大聲を發し又は堂上を走る可らず

二十學校往復の途中は遊戯にふけり又は喧嘩論他人の妨害あふとあすべからず
 廿一隊とくみて行進するときば學校の内外にかゝはらず姿勢を正し行列とど、のへ故ふく列とはあれ又は發言すべからず
 廿二學校の内外にかゝはらず危險の遊戯をふし又は塙堀とこぼち樂書をふし樹木を傷つくるあとの行あつべからず
 廿三人の悪口と言ひ或は幼き者としのぎ人の名譽をがいするがごとき言行あつべからず
 とぱり

宇和島高等小學校

高等小學校 修身教範卷三

目次

聖徳

第一章 孝

- 第一課 孝行 林鳳剛
- 第二課 孝行 長右衛門
- 第三課 崇祖 柴山鳳來
- 第四課 崇祖 幸助
- 第五課 愛族 市左衛門
- 第六課 愛族 長左衛門
- 第二章 友
- 第七課 和樂 仁徳天皇
- 第八課 和樂 弘計王
- 第三章 和

第九課 和順 湯淺英龍氏
 第十課 和順 二宮尊徳某氏
 第四章 信

第十一課 信實 藤原忠平
 第十二課 信實 細井平洲
 第十三課 親交 僧元政
 第十四課 親交 野中兼山

第五章 恭儉

第十五課 品位 藤原忠平
 第十六課 品位 伊藤仁齋
 第十七課 禮儀 藤原清可
 第十八課 廉恥 蠟燭屋比郎兵衛
 第十九課 治産 河村石軒
 第二十課 治産 河村瑞軒

第二十一課 節儉 松平定信
 第二十二課 節儉 綾部道弘

第六章 博愛

第二十三課 慈善 德川秀忠の乳母
 第二十四課 慈善 奥貫友山

第七章 學業

第二十五課 立志 中江藤樹
 第二十六課 立志 吉益東洞
 第二十七課 剛毅 大野了佐
 第二十八課 剛毅 熊澤蕃山

第八章 智能

第二十九課 推理 楠正成
 第三十課 推理 二宮尊徳

第九章 德器

第三十一課 持正 太宰春臺

第三十二課 克己 德川秀忠

第十章 公益

第三十三課 共利 僧禪海

第三十四課 共利 二宮尊德

第十一章 遵法

第三十五課 弘化 北條時賴

第三十六課 弘化 德川光圀

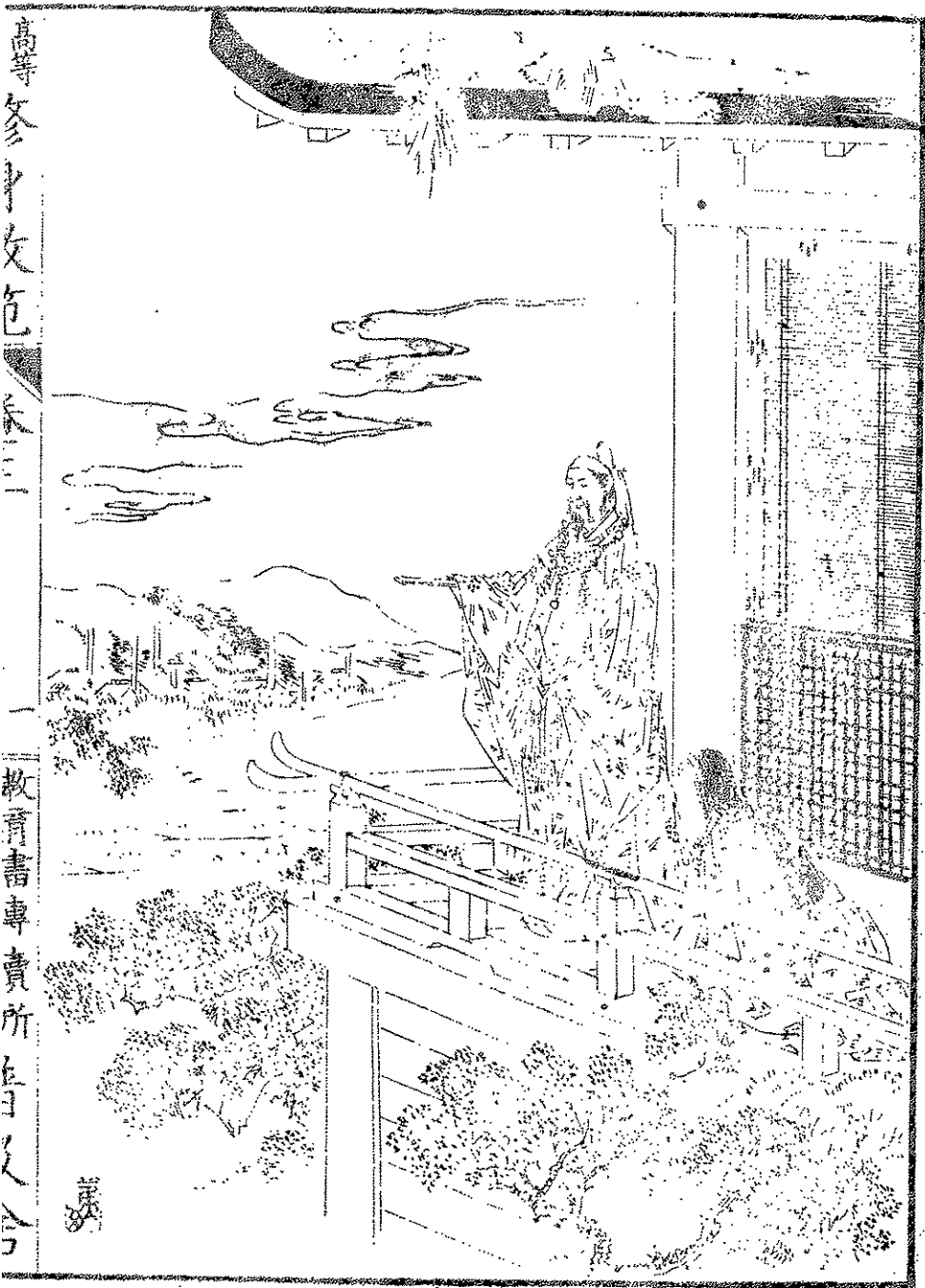
第十二章 忠

第三十七課 忠君 土民某

第三十八課 忠君 新田義貞

第三十九課 愛國 護良親王

第四十課 愛國 伊達政宗



高等修身文苑

卷之三

教育書專賣所

漢

第一章 孝

子たる者、父母に事ふるには、其の世に在るとき、世に在さざるときにかゝはらず、終始、同一心をもつてせずばあるべからず。故に、世に在るときは、何事も、その歡心を得んことをつとめ、世に在さざるときは、その志にたがはず、遺業をつぐべし。また、忌日には、その祭を嚴にし、あつて祀こたることなかれ。其の他、伯叔父母の忌日は、いふにやれよぶ、いかに遠き祖先の忌日にも、また、みな、その祭を祀こたらざるべし。是、孝の道なり。



第一課 孝行

林鳳岡

林鳳岡は、春齋の子なり、祖父羅山は、トめて、學問をもつて、徳川幕府につかへりより、父春齋、其の後をつぎ、鳳岡、また、其の後をつぎ、從五位下大學頭に任せらる、學問ひろくして、名だかき儒者なり、は、トめ、羅山、江戸忍岡に、孔子のやしろをたてけるを、鳳岡にいたり、幕府の命をうけて、湯島にうつし、將軍みづから、大成殿の三字を書きて、これをかゝげられたり、鳳岡、また、儒者の、髪をりり

て、常人に異なる風をすることを、なげかけし、く思ひたりしが、命ありて、髪をたくはへしめられ、りれより、儒者、みな、髪をりらざることを、なれり、明より、歸化せし陳元贊といひし人、かつて、かたりけるは、父子、名をひとしうするは、むかひより、まれなるところなるに、林家の、三代、秀才をもつて、相つげるは、いと譽あることなりといへり。

父在せば、其の志を觀、父没すれば、其の行を觀る。

第二課 孝行

長右衛門

備前の國津高郡大岩村の莊屋長右衛門といふもの、兄弟五人あり、末の第二人は、いまだ幼ければ、三人のもの、心を一にして、親に事へたり、ことに、長右衛門は、市に出でんとするときは、まづ、父に、暇をこひ、しか、の事に由りて何處へ參るべけれど、ほどなく、歸るべしなど、つぶさに告げ、さて、二六の弟にむかひて、御身等の孝養まめやかなれば、いふまでもなけれど、留守の間は、こと

に、心を盡さるべしと、懇にいひ聞かせて、出でゆくことつねなり、父や、老いて、行歩も、不自由になりければ、物の味も、さころかはりたまふらめとて、つねに、あたらしき魚を、羞め、市よりの歸路には、かならず、珍しき品をもとめ、來てするみやかに、父の前に出で、さぶ待ちわびたまひけんといひて、土産の品を料理して、羞めけるとをん。

親老ゆれば、出づるに、方を易はず、復るに、時を過たず。

第三課 崇祖

柴山鳳來

柴山鳳來、祖先に事ふることをつゝ、位牌を櫃にをさめて、座敷に置き、月ごとの兩親の忌日には、前夜より、物忌して、櫃より取り出で、精進の供物をしてまつりたり。かつて、人に語りけるは、海のもの、をすゝむるも、山のもの、をるなふるも、たゞ、我が敬をつくす意は一なれば、我は、世の人の見聞をたどろかさんことをたろれて、魚肉をすゝめずといへり、また、語りけるは、我は、いつ、他

にうつらんもはかられねば、位牌は、平生、櫃中にをさめたくなりといへり、盂蘭盆の二夜三日には、また、大に、祖先をまつりたり、或る人、問ふや、先生は、儒者なるに、今、佛道の禮に、たがひたまふは、如何なることにかといへば、我等は、儒者の禮を用ひて、四時に、祖先をまつることか、なはねば、世間一般の習によるなりとこたへけり。

祖宗遠くと雖祭祀誠ならずんばあるべからず

第四課 崇祖

幸助

遠江の國相良に幸助といふ者あり、母にははや
くはなれ、其の後父の手にてうだてられしが、
廿六歳になれる時、父も亦死せり、幸助父の一層
忌にさきだち、父の石碑を立てんついでをも
つて、母の墓を、父の墓に合せ、法名をも、一の石碑
にほり入れまほしと思ひ、祖父母にこひて、ゆる
しをうけ、母の墓にいたり、生きたる人にもものい
ふが如く、此の度、父の石碑をたて候ふにより、母

様をも合せ葬り、御ふたかたの法名をならべ拜
し、年回をもいとなみたりと、きこえけるに、生け
る者のよるこぶ如く、其の墓のゆるぎ出づるか
と覺えければ、幼くしてわかれし母のいとどな
つかしく、墓を抱きて、泣きつづむや、ありて、
法名をうつとり、父の墓に母を改めて葬り、思
の如く、石碑をたて、参詣れこたりなかりしと、
祭ること、在すが如く、神を祭ること、神在
すが如し。

第五課 愛族

市左衛門

備後の國三上郡春田村に市左衛門といふ農民あり、己夫婦と子たよび婦などあはせて十三人居をたなとりして住ひけるが、露ばかりもあらうひなくいと睦しく暮せり、父徳左衛門といふは、たなト村のうちに住みて、長百姓たりしが、此の市左衛門に世をゆづりて後はよろづ市左衛門にまかせたきしを、一村の事はもとより家の内のこまやかなる事にいたるまで、父の思ふ所

を尋ねて、一も其の旨に従はずといふことなし、片田舎の事なればなべて、禮儀もことばもあらあらうきに、此の市左衛門夫婦をはとめて、家こがりて、ことばをやはらげ、父を敬ひ、孝悌の心ふかく、父の従弟の子もまたはりをれども、夫婦とも、にいたはること、我が子をいつくむに異ならざうれづの妻もよく、家風を守りしとす。
族人は皆、其の祖先を同どろり、共に、一家を爲すものなり。

第六課 愛族

長左衛門

伊豫の國小網浦といふところに、長左衛門といふものあり、母と己夫婦と、子三人とあり、そのうち一人を、父の従弟にめあはせ、他に、弟夫婦其の子二人、次の弟夫婦其の子一人、ともに十四人一家に住みて、いさゝか、争なくくらし、が、家族多くなるまゝ、家せばくなり、かば、己夫婦と、子どもとをのぞき、其の他をば、別棟をつくりて住はせたり、されど、いづれも母によく事へ、四人の婦

も亦、孝養をかゝず、家こゝろ斯く分ちをれ、生計は分つことなく、一切の事、ことごとく、母の命にまかせ、茶などのむときは、ともごとくにうちかたらしたり、漁を業として、世をわたる身なれば、四人ともひとごとく、海上に出でんとするときは、婦どもいひ合せて、二人づつは、かならず、母につきり、ひて、よろづまゝ、ことなからしめけるとなり、族人は、其の互に親愛すること、猶、兄弟に等しかるべし。

第二章 友

すでに兄弟といふときは、かならずこれに次序あり、すなはち、兄は上にくらゐり、弟は下にたぢ、其の間に、幾人ありても、互を此の次序によること人の知るところなり、斯く、兄弟に、次序あるは、なほ、天地に、春夏秋冬の次第あるがごとし、弟は兄に、こえがたく、兄は、弟に、たくれがたきこと、亦なほ、夏は、春に、こえがたく、秋は、冬に、たくれがたきがごとし、故に、兄を先にし、弟を後にし、其の次序を、紊さざるを、兄弟の序といふなり。



第七課 和樂

仁德天皇

仁德天皇は御名を大鷦鷯尊とまうし、まいる。應神帝の第四の皇子なり、はしめ、帝尊の御弟稚皇子、皇子を太子にたてたまひ、尊を、これがたすけとし、たまひけるに、帝崩御の後、皇子は、兄は上にくらゐり、弟は下にくらゐることは、常の習なれば、ねがはくば、天津日嗣を、しるしめせ、吾は臣となりて、たすけまつらんと、のたまへば、尊、こたへて、先帝は、明德の人をえらびて、太子にたてた

まひしことをれば、今、先帝の命をすて、弟王のねがひにしたがはんことは、かなひ侍らずといふ、たまひぬ、此の如く、皇子は、尊に、尊は、皇子に、日嗣をゆづりたまひ、三年の久しきに、たよびて、さだまらざりけるが、太子は、御兄の志のますますかたきことを見たまひ、此の世にながらへては、吾が志は、つらぬきが、たしと思ほして、自殺し、たまひしかば、尊、つひに、御世に、たぢたまひき。

兄弟序あり。

第八課 和樂

弘計王

弘計王は履中天皇の御孫なり、御兄億計王とともに播磨の國赤石郡にかくれて、細目の家の奴となりたまひける時、國司新嘗の供物をめさんとして、赤石郡にいたり、酒をすゝめてもてなせり、二王思ほすや、こよひころ皇胤たることを明さまほしければ、國司の立ちて舞ふべしと命じまつるにあたり、互にあとさきをゆづりあひたまひしが、億計王さきに立ちて舞ひ

たまひ、弘計王あとにて舞ひたまひ、其の歌の中に皇胤たることを明したまひしかば、ほどなく清寧天皇の皇太子に立ちたまふし、かるに御代に立ちたまふことを、またもゆづりあひたまひしが、皇胤たることを明したまひし功もあれば、とて億計王は、御弟にゆづりたまひしにより、弘計王まづ立ちたまふ、これ顯宗天皇なり、億計王つぎて立ちたまふ、これ仁賢天皇なり、
兄弟に宜しきは、讓より善きはなし。

第三章 和

夫婦は相したむによるし、相狎るゝによるし、
 からず取るにも足らぬ瑣事より、争を生じて、互
 に言ひつゝのり、人のあざけり、世のろりをか
 りみず、甚しきは、いふべからざる禍をひきたこ
 す者、世に、これあり、是、其の源、何に由るか、和順の
 もとのこゝろをうゝなひ、したむに過ぎて相
 狎るゝより起るものとす、夫は婦を帥ゐるに、禮
 を以てし、婦は、夫に隨ふに禮を以てせば、一家永
 く和して、争なかるべし。



第九課 和順

湯淺英

瀧氏

夫婦たがひに、其の分をまもり、和してみだれざること、湯淺英夫妻の如きはもつともねがはし夫婦の別といふも、これに外ならず、英は備前侯の家臣にして、妻瀧氏も、同侯の家臣の女なり、瀧氏は名をるりといふ、夫に事ふること、臣の君に事ふるが如く、英も亦、これを待すること、主の賓を待するが如くせり、英、自附となるに及び、江

戸にゆくこと數回なりけるが、氏一切の家事をみづからしつねに、家を守り、よく家法を立て、公の事につきて、夫に事をたのまんとして、さま／＼にいひ入るゝものありとも、一もゆるさず、其上、其の非なる由を、面のあたり云ひ聞えければ、彼是とろ／＼るものもあり、かど氏心にかけず、英官に在ること十八年、心を專にして、職に従ふことを得しは、多くは瀧氏の助によるといふ。

夫婦別あり。

第十課 和順

二宮尊徳

某氏

二宮尊徳、某の侯より、下野の國の廢村をたこす
べきことを命ぜられし時、妻にむかひて、此の度
のことは、三年以前より、辭したれども、ゆるされ
ず、やむことを得ずして、其の命を受けたり、其の
業尋常のことにては、成就すまじと思へば、一家
を廢し、身をなげうちて、從事せんとす、吾と共に
辛苦して、主命に従はんと思はじ、下野にたもむ

くべし、否らずんば、まなやかに去るべしといふ
を、妻聞きて、こは、良人の言とも思はれず、女子が、
一たび嫁して、二たびかへる道もある、妾が、家を
出づるにあたり、心すでに決せり、今、主人の命を
受けて、大業を成さんとせらるゝこと、我等にと
りて大幸なり、身をすて、辛苦を甘んずること
は、妾も同ト心なりとて、田畑器財をより拂ひて、
ともに、其の地にたもむきしとぞ。

夫和にして義、妻柔にして正。

第四章 信

朋友は信をもつて交らざればあるべからざる者なれば、初より宜しく、其の良否をえらびて交るべし。さてこれをえらばんには、其の己の意に投ずるか、投ぜざるかをえらぶにあらずして、其の心の如何をえらぶにあり、心いやしくも善ならば、其の他を問はずしてひとしく交り、これによりて、又省の方便とも、改過の規模とも、善を取り、惡を捨て、己の徳を養はんことを心がくべし。是、朋友の交の、我に益ある所以なり。



去年今夜待清涼、秋思詩篇
獨斷腸、恩賜御衣今在此
捧持毎日持誦香

高野下

千九 教育書專賣所

第十一課 信實

藤原忠平

藤原忠平は時平の弟にして、菅原道真と交ふか
かりけり、道真は當時文學の大家にして、官右大
臣にすゝみ、左大臣時平とともに醍醐天皇につ
かへまつりて、政をとれり、かかるに、時平は己の
才學の道真にたとれるより、道真をうねみて、天
皇に讒言をきこえあげければ、道真はこれがた
めに、太宰權帥にたとされて、筑前の國にうつさ
れたり、兄の時平は、斯く道真を惡みしかども、弟

忠平は昔のよしみをわすれず、道真のうつされ
し後も、時々使をやり、物をたくり、たとづれ絶ゆ
ることをかりければ、世の人其の心のためやか
なることをほめけること、たよる人の世は、きの
ふ榮えて、けふたとるふるもの、多くある習をれ
ば、これによりて、交をかふることなかれ、忠平の
如き、終始交を一にせしは、交誼まことにあつし
といふべし。

始に厚く、終に薄きは、人に交る道に非ず。

第十二課 信實

細井平洲

細井平洲は其の友と、いたしあつて、小川天門といふもの、妻子をともなひ來たり、己が家に居らしめけるが、後、居をうつし、時も、ともに來て寓居せり、其の後、いくほどもなくて、飛鳥圭洲といふものも、妻子をたづさへ來て、ともに居りければ、三家、一世帯となりて、むつまじくくらしめり、平洲の父も、年老いて、平洲のもとにやゝをばれけるが、天門、圭洲、これにつかふることも、實父

のごとく、平洲に交ること、兄弟のごとく、其の婦人も、また、姉妹の如く相いたし、其の子供をも、彼此の、だてなく、いつくし、一家よくをさまれり、近隣のもの、平洲等を見て、友人の同居をすること、知らず、父にむかひて、其の子婦の孝悌をうらやみけり、平洲の友に交ること、兄弟に交るがごとくせしは、是にて、其の大要を見るべし。其の友を親愛すること、猶、其の兄弟の如くす。

第十三課 親交

僧元政

僧元政、人となりさどくして、博學強記のきこえ高く、かねて、詩文をよくし、またよく、歌を詠めり、わかうして、深草瑞光寺に、居をしめ、たごうかに、僧の行をまもり、道をとぶものあるときは、懇に教へて、うまず、陳元賛とは、まどはりもつとも親しくして、つねに、詩文を贈答して、たのしみとけり、また熊澤蕃山とも相親なり、蕃山はもとより、僧徒を好まざれど、元政の人となりをしたひ

時々、たづね來て、談話に、時をうつしけるが、佛道のここに、語のたよぶとも、さからはずして、今の僧徒をみるに、其の行歎ずべきこと多し、もと、釋迦に見させなば、何といふならん、又、孔子に、今の儒者を見せしめなば、また、何といふならんといへり、時ありては、源氏物語を講し、或は、法華經を問ひ、或は、伶人をまねき、雅樂を奏して、心を慰めいとむつまじくまどはりけるとなん。

我を是として當る者は吾か友なり

第十四課 親交

野中兼山

野中兼山は土佐侯の家老にして同職の小倉三省と、たゞみあつかりし人をり、わかき時より學問をこのふ年長とて、其の學びし所を一國にほどこし、藥草をうゑ、蜜蜂をかひ、寺院を學校とし、あれちを開きて、田畑とし、魚の生ぜぬ海に法を設けて、魚を生ぜしめ、津呂港の浪はやくして、船の覆ること多かりしをうれひ、岩を切り開きて、永く、其のうれひなからしめ、また土佐の海に

は、其の頃まで、蛤なかりしが、一とせ、江戸よりかへるとき、これを、船一艘につみ來て、海に入れければ、是より、蛤を産すること、なれり、人となり嚴にして、己の成さんと思ふことは、しとげず、てはたかぬたちをれば、其の功は、此の如く多かりしかども、人のうらみをうくること、少からず、三省、これをうれひ、時々諫めしかば、兼山、實にもと思ひて、これをいれしとす。

我を非として當る者は、吾が師なり。

第五章 恭儉

己を持せんにはたゞに、言行を慎み、謙讓を先に
 するなどの行のみを以て、足れりとすべからず、
 農工商賈いづれの家にうまるとも、幼き時より、
 産を治むる道を學び、年長トてはよく、家業を勤
 め、節儉を行ひ、るこばくの餘財をたくはへんこ
 とを心がくべし。かかるときは己のため、人のた
 めに、莫大の益となること、言をまたずして明を
 り、見よ。かの公益も博愛も己が身に、衣食乏しく
 ては思ふのみにて、施すことあたはざるを。



高等修身孝章卷二

三九 教育書專賣所 善乃舍

第十五課 品位

藤原忠平

藤原忠平は宇多天皇より、村上天皇にいたるまでの四朝に、つかまつり、太政大臣にまでのおぼり、人なり、行正しうして、絶えてうきたるかざりを好まず、束帯して、朝廷に立つときは、朝より夕にいたるまで、毫もたこたれる容あることをし、延長のころ、清涼殿に、雷の震せしことあり、そのとき、諸の臣下は、驚きあはてしが、忠平のみは、顔色つねのごとく、端然として坐し、居たり、醍醐

天皇、かつて宮中に、相者をめさせたまひて、多くの人々を相せしめ、たまひけるるとき、相者、つらつら、坐中をみて、はるかの下に坐せる忠平をさし、いづこも吉相にかなへり、久しく、朝家につかまつりて、榮え貴からんものは、たゞ、この人のみにこそといへり、宇多法皇も、とより、忠平の風度を愛したまひけるが、相者の言をきこしめ、こ

ます、これを重んじたまひけり、
起居坐立、務めて、端莊なるを要す。

第十六課 品位

伊藤仁齋

たよる人の心は言にあらはれ、また行にあらはるゝこと、なほ影の形にしたがふがごとし、故に外、恭しからんことを欲せば、内、禮をくんばあるべからず、伊藤仁齋は、かほかたちけだかく、たゝるゝふるまひ優にして、絶えて、いゝまゝさまなく、高貴の人と見うけられしは、心の禮敬、外に溢れたるによるものなり、或る時、京都所司代、他へゆかんとするふちにて、仁齋にあひしが、高貴の人

なりと思ひければ、馬より下りてゆき過ぎけり、また、近衛關白は、仁齋を評して、大納言以上の人品なりといはれき、また、後徳大寺藤公、學を好むたまひ、諸の儒者をあつめて、經書の討議をせさせたまひけるとき、他の儒者は、議論にのりぬば、色をかへ、聲をはげしうして、互にうりあふほどなりしが、仁齋のみは、かほかたち常の如く、ことばづかひ、少くも、かはらざりしとぞ。

色は温を思ひ、貌は恭を思ふ。

第十七課 禮儀

藤原清河

禮儀は、交際の道とす。つき所のものにて、これあるときは人にうやまはれ、これなきときは人にあなごらるゝやまはるゝは身の榮にして、あなごらるゝは身の辱なれば、人たるもの禮儀なくんばあるべからず。藤原清河のごときは身の榮にかねて、國の榮を得たるものなり。孝謙天皇の御世に、清河遣唐使となり、唐にれもむかへらるゝにあたり、正四位下に叙せられ、京を出で立

ちて、難波にいたり。とき、天皇酒肴をもて、ぬぎらはしめたまひ、御製の歌をたまふ。清河彼の國にいたり、長安の都にいたりて、時のみかど、玄宗にまみえけるに、玄宗のいへるや、朕、日本に賢君ありと聞きつるが、今、其の使をみるに、禮讓あり。日本は實に、禮讓君子國といふべきなり。いたく嘆賞し、畫師をめし、其のかたちと、副使のかたちとを、画がかせて、藏の中にをさめさせき。

禮義を以て、交際の道と爲す。

第十八課 廉恥

蠟燭屋四郎兵衛

蠟燭屋四郎兵衛は享保のころ江戸室町の邊に住みし商人なり或る日金子百兩拾ひけるが其のころは上にとゞけ出づるおきてもをかりければとかくしておと主を尋ね出しておたしけるに其の人な、めをらずよろこび禮のしるしをりとして十兩の金を四郎兵衛にたくれり四郎兵衛これを辭して此の金受くるほどならば百兩を其のまゝにはかゝさど拾ひし時よりた

と、人のをけきを思ひやりたれはさるかゝしまゐらすれ一錢たりとも受けんことは本意にあらずといひてかゝりければさてせんかたをいと立ちかゝりしが翌日四郎兵衛の許に來て厚く禮をのべ金壹兩を紙につゝ店さまになげすて立ち去りぬ四郎兵衛は其の金をかゝさんとするにもいづくの人とも知れざれば錢にかゝて貧しき者に施し與へけり。

廉恥を以て己を律する法と爲す。

第十九課 治産

河村瑞軒

河村瑞軒は初の名を十右衛門といふ、伊勢の國
度會郡の人なり、わかとりとき、江戸に在りけ
るが、貧しきいはんかたなきより、京大阪に至ら
ばよき世わたりのすべもあらんかとして、足に任
せし出で立てり、されどもとより多からぬ路用
をればかしくおぼるることあたはず、止むことを
得ずして、大井川の邊より立ちかへりけるが、後
には一錢の貯もなきに至れり、をりふし、夏の頃

にて、畑の傍に切り棄てたる瓜茄子のありける
を拾ひては、食に充て、江戸もほどらかき品川の
宿にたどり着けり、其處にて、一の業を思ひつき、
江戸にかへりて、わづかに、錢をえ、翌日よりは、又、
別に、一の業を思ひつき、これをもつて、やうやく、
利をえ、明暦三年、江戸に、大火ありし時、材木を高
ひて、大利をえ、後、幕府の旗本にぬきんでられき、
困難愈甚しからば、愈多く、勞苦を爲す
べし。

第二十課 治産

河村瑞軒

河村瑞軒、京、大阪に至らんとし、路用つきて、半途より立ちかへりしが、さらでも、糊口の道をきき、今はもとどとすべき一文の錢もなく、如何にももするることあたはざりければ、塵溜の中に棄てたる古き雪踏を拾ひて、皮をとり、川の中にて、土をあらひ、路傍の垣下より、細き竹をぬきとり、皮を、三角に切り、これに結び付け、蠟たゝきを作りて賣りあると、其の日の夕暮まで、百文餘の

錢を得たり、翌日よりは、往來の人の履き棄てたる草履草鞋などを、多く拾ひあつめて、川の中にひたし、木き、土をあらひ、れとしく、左官職の用ふるすさにきざみ、其の道の家にもちゆきて賣りけるに、やはらかにして、平ずきにもまさりければ、十右衛門ずきとて、世にもてはやされ、これがために、大なる利を得たりとぞ。

勤勉の人は、萬物を化して、黄金と爲すの術あり。

第二十一課 節儉

松平定信

家をたもたんとするには、守るべきこと種々あれども、節儉を守ること、もつとも肝要なれば、何人も、これをもつて、家法とせずばあるべからず、松平定信、繁城の國白川ををさめしとき、領内作物のみのりありて、百姓より喜ばれよぶことはなほ、だしかりければ、年貢をゆるめて、百姓の力をたすけ、にも、いたく、節儉をたこなひたり、當時、諸侯には、侍女のともがらあまたある習なり。

けるに、定信は、たゞ、一人をのみとゞめ、たきで、其の他の者には、みな、暇をとらせけり、後、徳川幕府の老中となり、侍従に任ぜられし頃は、年いまだわか、りし、かども、天下に、ごりの風にながれんとせし、かば、みづから先んじて、節儉を下にし、めさんと、身には、つねに、新しき衣服を着けず、其の室にも、衣の、席をひくことをゆるさず、朝夕の膳も、亦、一菜に超ゆることなかりしとをん。

儉以て、家法とするは、禮なり。

第二十二課 節儉

綾部道弘

綾部道弘は、豊後の國杵築の人なり、家貧しきがため、廿歳ばかりのころより、近きあたりの武家につかへ、餘力あるときは、書を読み、醫をならひけるが、後、家にかへりて、杵築侯につかへたり、子女弟子には、つねに、四書、小學のたぐひを、一へかりにも、誦、舞、碁、將、碁、全、などを、ならけしめず、かつ、節儉を、れも、ん、と、華飾を、よる、こばず、或る時、人より、美しき、衣服を、其の子に、れくりたるを、道弘、さ

ることをゆるさずして、云ふやう、兩親は貧しうして、生涯を、れくりたまひ、吾も、永の年月、辛苦に、辛苦をかさねて、今は、さいはひに、祿を受けて、安穩に、汝等を、や、なふことを、得る身分となれりといへども、是とても、みな親の御蔭なり、うれ、人情は、儉約するは、かたうして、れごるは、やすし、吾、汝等を、愛せざるには、あらざれど、れごりに、ならはしむることを、厭ふなり、といましめけり。

儉以て、子孫を訓ふるは、智なり。

第六章 博愛

博愛は、すべて、仁恕の道より、れよ、ぼす、べきもの
 を、るをもつて、人々、己よりも、身分賤しきもの、己
 よりも、身代貧しきものに、目を注ぎ、己、其の賤し
 き位置にあらば、いかならん、己、其の貧しき身代
 をらば、いかならん、己、斯く衣りすからば、いかに
 かりか、寒からん、己、斯く食とぼしからば、いかに
 かりか、ひも、トからん、といかや、りの事にも、己、其
 の境遇にある心をもつて、人の境遇を、れも、ひや
 り、施恩の法を、たてんことを要す。



博愛修身書章

修身書章賣所

第二十三課 慈善

徳川秀忠の乳母

徳川秀忠の乳母大婆といひは、三河の人なり、毎月六尺仲間等に、飯をふるまはんとて、みづから、物子をとりて盛り與ふることをなぐさみとせり、或る時例のごとくふるまひ居たりしに、本多正信たづね來て、これを見、めしつかひの者も多かるべきに、なごる賤しきわざをしたまふると問へば、大婆答へて、此のほどより、足下が奢の風ありと、人のいふを、虚説とのみ思ひしに、

今の一言にて、事實とは思ふなり、足下は昔、彌八郎と云ひし時を忘れられしが、妾が故郷に在りし時は、五七人の客に、一飯をだもふるまふこと、あたはぎりしに、今は、幾百人にふるまふこともいと自由なり、昔をかへりみて、今を思へば、涕もこぼるゝばかりに悦ばしければ、本を忘れぬが爲めにするなりといへり。

富みでは、貧しき者を忘るべからず、貴くしては、賤しき者を慢るべからず。

第二十四課 慈善

與貫友山

與貫友山は相模の人なり人となり慈善の心ふかくして人をすくひること多きがなかに寛保二年の水のてにはりあたる人に粥を食はせ米をあたつ其の年の十月より翌年の四月にいたるまですくふところの村數四十八ヶ村人數十萬六千人にわよべり河越侯此の事をはめて時服大小をたまひ飲食をまうけて其の家老等とともにあろりけるに友山は飯二椀と汁一椀

とを食ひ一のみにて其のほかのものには箸をつげざりしかば家老等これを見て種々にすゝめしかど今百姓はうゑこゝえて今日をたぐるにやゑるをるものたほきに吾等ごときいやしき者が斯かる美食をもあふるはたふれありこは高貴の人のめりあがるべきものにてこりさふらつといひて食はざりしと云

己の温なるときは人の寒を思ひ己の安きときは人の艱を思ふ。

第七章 學業

學業を修習せんとするには、まづ志を立つべし、志すべしに立たば、必^ずこれをしてげんことを要す、さて、これをしてげんとするは、あたかも車をたして、山に登るが如し、力を用ひずば、たのづから退くべし、而して、其の途中には、面白きものあり、困難なる處あり、其の面白きもの、困難なる處に、あひても、力を用ひて、他岐に入らず、一線に進み行かざりしむるべからず、然るときは、其の業、たのづから成就するなり。



中江藤樹像



第二十五課 立志

中江藤樹

中江藤樹十一歳の時、大學を讀みて、天子より、以て、庶人に至るまで、壹に、是皆、身を修むるを以て本とすといふに至り、たちまちさとりて、いひけるは、さいはひに、此の書の、今の世にのこれるからは、聖人の域なりとて、學ば、なごか至らざるべきとて、それより、學問に、精を勵ませり、年わかうして、いまだ、伊豫の大洲にありしころ、京都より來たる僧の、論語の講義をするよきをき、日

日にゆきて、これをきけり、其の僧は、わづか一月あまりにして立ち去りけれども、四書大全を手にいれ、勉勵して讀み居たりしかるを、武をのみきりふ風なれば、友だちの中には、彼是ととりするものもありしかば、晝のあひだは、ふかくをさめて、人に知らせず、夜にいれば、ひろかにいだして、これを讀めり、されば、學問いちとるく進み、つひに、近江聖人と稱せらるゝに至れり。

志を立てることは、大にして高くすべし。

第二十六課 立志

吉益東洞

吉益東洞は、安藝の人なり、かつて良醫とならんことをこゝろざして、醫術に心をひりめ、黽勉して、木こたらず、業成りて後、思ひけるは、田舎に在りては、疾をすくひ、業をさづけんに、便わろしとて、京都に移り住みしが、其の業、いまだ行はれず、門人もなかりし上、盜賊にあひて、家財をかすめられ、家道ますます貧しく、或る人、其の貧をあはれみ、金とげくを與へしを、故なりして、金を受く

るは、本意にあらずとて、辭しければ、御身を救ふは、ひろく、世人の生命を救はせんがためなりといふ、東洞、其の言に感ずて、これをいれ、やうやく、飢寒をさゝふることを得たり、いくばくもなかりして、一人の病者を診し、藥を與へけるに、其の頃の良醫、大に、其の主方をほめ、病者も、日ならずして、いえぬ、これより、東洞の名、世にあはれけり。志確ならざれば、則て、功を立つることなし。

第二十七課 剛毅

大野了佐

大野了佐と云ひくは、士人某の子なり、嫡子なれども、武家をつぐべき才なかりければ、これに醫術ををし、て、生産の道を得させんと、中江藤樹にこひて、醫書を読みならはせたり、藤樹これに、大成論の句讀をさづけ、るに、わづか二三句を、百遍讀めども、通ぜず、二百遍に及びて、はじめて通ずれども、しばらく過ぐれば、忘るゝをもつて、さらに、百遍の勞をとり、すべて、三百遍にて、記

憶せしむることを得たり、了佐は、此の如き愚なるたちなれども、書を讀むに、たえて、いとふさまなかりしかば、其の業ををへ、醫をもつて、一家をなすに至りけり、藤樹かつて、人に語りけるは、彼は愚なれど、つとむることは、人にこえたり、ゆゑに、よく、業ををへて、一人だちの醫師となることを得たりといひ、り、愚なるものも、つとむるときは、此の如し、いはんや、常人にむいてをや。

人の學びて、進まざるは、只是、勇なきなり。

第二十八課 剛毅

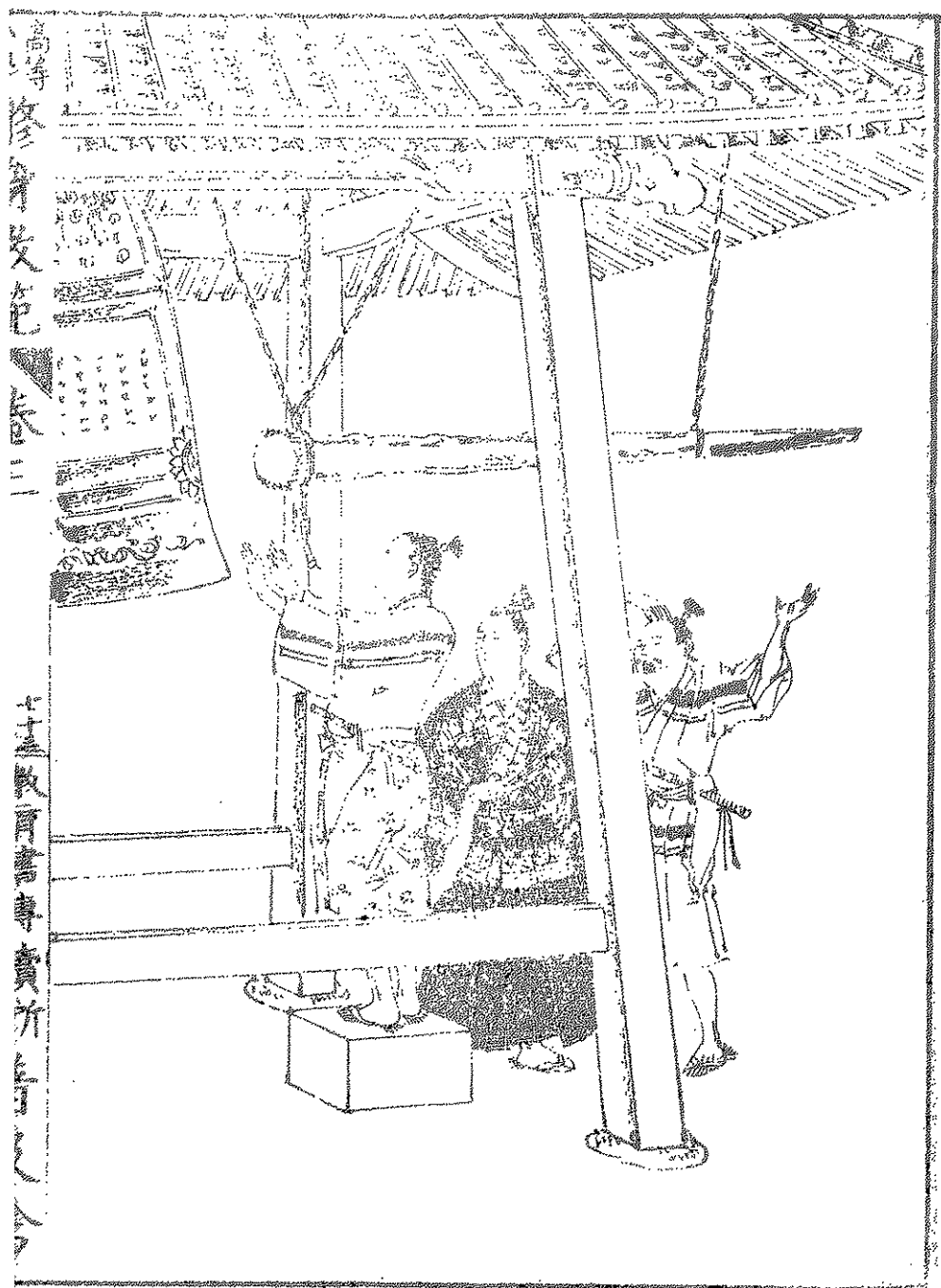
熊澤蕃山

熊澤蕃山は京都の人なり、十六歳の時より、備前侯につかへて、大に用ひられしが、文武の道を知らずして、祿を食まんことは、丈夫のせざるどころなりとて、備前を去りて、近江の桐原にかくれ、はじめは父につきて、武を學び、また、四書を讀みしが、後、中江藤樹につきて、學を修めたり、をりふし、父、江戸にゆかんとして、母及び弟妹を托せしかば、蕃山、己とともに、八人の口過ぐさんやうなく、

朝夕粥をもつて、わづかに飢をしのぐのみなれば、まゝして、茶、酒、魚類などは、あるべくもあらず、されども、それには、更にかゝはるることなく、ますますつとめて、たこたらず、此の如きこと、たよる三年ばかりに及ぶ、見聞する人、これを不便に思ひ、仕官せんことをすゝめしかど、がっんぜずして、かたく、其の節をまもり、つひに、一家を成せり。
 彼も丈夫なり、吾も丈夫なり、吾何ぞ彼を畏れんや。

第八章 智能

自己の行爲と他人の行爲とにかゝはらず、これを見て、此の如きことは、何故に善きか、此の如きことは、何故に惡しきか、彼其のことを行ひて、父母にいましめられしは何故なるか、我、此のことを行ひて、教師にほめられしは何故なるかなどと、一々、其の善惡の理をたしきはめ、また、此の理より、彼の理をたし、善にならひ、惡をさくることは、智慧をみがく方法をれば、人たるものは、幼き時より、善惡の理をたすことをまなぶべし。



高等 修身 卷三

七 教育 專賣 所 啓蒙

第二十九課 推理

楠正成

楠正成ある時東大寺にいたりけるに鐘樓の下に人多くあつまり居て此の鐘は三十人ばかりの力ならではうごくまどと云へば傍なる一人吾は一人にて一日の中に動かす侍らんといふをなみ居る者あざわらひければ其の者かさねて云ふやういぶかしく思ひたまはば明日にも此の鐘をうごかさずと後は互に言葉もあらくなりぬ正成は久しく居るによくなしと思ひ

て一人にてうごかさんと云ふところ吾大方覺りたりいふとき思慮かなとほめてかへりて供人いぶかりければ明日うごかすべしとて翌日其の一人に鐘に掌をつけていつも同ト様にいいと云ひては押しいいと云ひては押しかならず其の程を違ふるなと云ひつけて押させけるに暫時にしてゆるぎ出で後には心のままにうごさしかば供人膽を消して感嘆しけり
三人行へば必我が師あり

第三十課 推理

二宮尊徳

事をなすに、よく成否の理を推して、一かる後、手を下すときは、功を立つることも、亦多し。二宮尊徳の如きは、是なり。下野の國に、小田原侯の分家の領地ありけるに、土地あれて、穀物みのらず、人氣あらくして、争たえざりければ、侯、ふかく、これをうれひ、屢、家臣に命じて、手をつくさせければ、もろの者、或は、惡しき人のために、たどるれられ、或は、人にたはれ、或は、他國へにけさりなどし。

て、其の功を立て、一ものなし、侯、更に、尊徳に命じて、ければ、尊徳は、前人の、一りこなひ、一所を、ことごとく見きはめ、あまたの財を下すは、人に、怨心をたこさせ、かへりて、人情をやぶるも、とるなりと考へ、みづから、さきん、トて、儉勤を、一め、一、風俗をあらため、人々を、たの、一、んで、閑墾を、する、や、うに、一、善人を、賞し、惡人を、感化せ、一、め、一、かば、田地あまた、開け、家數も、多くなれり、といふ。

前車の覆るは後車の誠。

第九章 徳器

徳性を養ふ法は種々ありといふども、まづは私慾を制することに、よく意を注ぐべし、私慾とは何ぞや、滋味あればこれを食はんことを思ひ、美服あればこれをまとはんことを思ひ、其の他、財寶をむさぼり、遊惰にながるゝ等のことをさすなり、人にして、此の慾を制せざれば徳の明を覆ひて、曇らしむること、なほ、黒雲の日月の明を覆ふがごとし、されば、つとめて、これを削て、たこらしめざらんことを要す、これを克己といふ。



第三十一課 持正

太宰春臺

太宰春臺、わかうして、秋生徂徠に従ひし時より、
 行正しうして、みづから、子路の行をよくすと思
 へり、子路は、孔子の弟子なり、かつて、人にいひけ
 るは、むしる、人にくまるとも、悪言を、耳に入ら
 するに、忍びずとて、直言して、避くることを、後、
 一家を成すに及び、行ますく、正しかりしかば、
 門人等、みな、謹まざるは、なかりき、春臺諸侯に見
 ゆることは、なほ、だ多かりしかど、己を枉げて、進

むことを求めず、いやしくも、禮に違ふことは、富
 貴の人に對すといへども、これを責めたり、或る
 時、教授のために、巖村侯の世子に見えけるが、た
 くりむかへの禮なればとて、これを責め、又、古
 河侯より、食物をたくられしが、古くして、味かは
 り居たりしをもて、書を呈して、其の故を問ひし
 ところ、嚴正に過ぐることをなきにあらざれども、禮
 に違ふことをいひしは、よみすべきなり。

非禮視ること勿れ、非禮聽くこと勿れ。

第三十二課 克己

德川秀忠

德川秀忠は、徳川二代の將軍なり、行正しき人にて、言行ともにみだりなることを厭ひたり、或る時、病にかゝりて、數十日の間、打ち卧したりけるが、一朝も、髪をくしけづることを廢せず、よりて、人に語りけるは、天下の政は、もつとも重ければ、病中といへども、いかで、髪をみだし、面に垢つけて、聽くべけん、と云ひき、また、其の時刻をよく守りしも、行の正しきを見るに足る、たとへば、鷹野

に出でんとするに、辰の刻と、あらかどめ令しむるときは、かならず、辰の刻に出で、少しも、これを違ふることなく、たとへ、食事の半にても、其のまま箸を置きて立ち出づるを、常とす、これにより、或る時は、近臣ども、相議して、食事のをはらざる間、時計のならぬやうにし、井伊直孝に、其の過をいましめられし等のことあり、秀忠のごときは、よく、言動をつしむものといふべし。

非禮言ふこと勿れ、非禮動くこと勿れ

第十章 公益

公益をほどこすことは、極めて難きもの、如く思ふものあれども、よく考ふるときは、決して、かく難きものにあらず、さればとて、ほどこゝ易くといふものにもあらず、唯、人々の心のたき所、ひとつによりて、或は、ほどこゝ易く、或は、ほどこゝ難く、故に、何人も、己の位置と、身代とを考へて、其の身に相應せる公益をほどこし、小にしては、一村一郷の爲め、大にしては、一郡一國の爲めにして、勅語の聖旨、亦、こゝにあり、



第三十三課 共利

僧禪海

享保のころ、田國の僧に、禪海といふものあり、諸國を回りて、豊前の國にいたりけるとき、巖をうがちて、往來を自在にせしことあり、こゝに、其の顛末をいふさんに、豊前の中津川にうひて、同トき國の南部に通ずる道あり、巖をばだち、浪あらく、春雨梅雨などの多く降るころは、人馬の往來きはめてかたく、水に弱るゝもの多かりければ、土地の人、これを腐路とよびたりけり、禪海誓り

て、此の巖をきりひらき、後來、溺死の難をすくはんとこゝろざし、三十餘年の年月を経て、隧道をうがつこと三個處、ながさ、すべて百間、たてよこ二丈ばかり、其の内のかすかにして、日のひかり通ぜざるところには、窓をひらきて、あかりをひきければ、人馬うちならびて通行することをおびきたひらかなる道となれり。

人は、其の身位の尊卑を問はず、己の國を裨益することを念るべからず。

第三十四課 共利

二宮尊徳

二宮尊徳、十二歳のころより、年ごとに、村の人々とともに、酒匂川の堤ををさむる役において、幼き身にて、力足らざれば、なさけある人の助をあふぎて、やうやく一戸の役をつとむることを得たり、尊徳、家にかへり、兒心にも、此の事をふかく慮りて、みづから安んぜず、如何にもして、其の勞にむくいんと、夜ふけまで、いねずして、草鞋をつくり、れき、翌朝、夙にたき、其の場に携へゆきて、

御身の力を借りて、日々、吾が役をつとむることを得るは、實にかたづけなす、寸志なれども、これを參らせんといひて、さういだせば、人々、其の常ならぬ志を愛し、こゝろよくうけて、其の力を助け、り、尊徳が意はもと、人の勞にむくいんとするに在れども、これが爲めに、人を益せしこと少からず、宜なるかな、其の人に稱せられしこと、少
勉勵して、衆庶を裨益すべき、勞動を爲す
者は、衆庶も亦之を敬し、又之を稱す。

第十一章 遵法

國法の守らざればあるべからざること、いはずして明なり、さて、之を守るに、己一人のみするは一家と共にするの優れるに、かず、一家と共にするは、衆とともにするの優れるに、かず、衆と共にし、一家と共にするには、人々を勧めて、其の守らざればあるべからざること、を教ふべし、いやしくも、人々を勧めんと思はば、勅語の聖旨を謹み守り、法令は、細大となく遵守して、己を模範とせずばあるべからざるなり。



第三十五課 弘化

北條時頼

北條時頼は、鎌倉將軍の執權なり、祖父泰時の卒せしより、法を犯すものやうやく多く、時頼祖父の議定せし貞永式目のむねをよく守りて、政を施したりしかば、人々たのづから靡き服し、天下よく治れり、時頼其の職をしりなきし後といへども、諸國の吏には、私をはさみて、民を害する者あらんかごとく、行脚僧となり、諸國をめぐりて、風俗を察し、無實の事にて、うらみをいだくものあ

るときは、つまびらかに、事情を問ひて、さとしやう、吾かつて、鎌倉につかへしことあり、其の許のため、にうつたへまゐらせんとて、書をつくりて、これにあたへて、これをもつて、鎌倉にうつたへよといふ、されば、人々は、無實の事ありても、たやすく、いひ述ぶることを得、國々のつかさ人は、みづから、我が身を省みて、あしきさはきをせず、百姓、大に安堵の思をなしたりとす。

國法を明にして、以て、刑なきに至る。

第三十六課 弘化

徳川光圀

水戸侯徳川光圀、常に、朝廷を尊び、幕府を重んじ、年ごとの正月元日には西の方にむかひて、朝廷ををがみ、また風ふき、雷なり、地ふるひ、水いづるなどのことあるときは、日光山東叡山などに使をつかはして、其のつゝがなきか否ざるかをうかゞはせたり、またいくたびも、封内をめぐりて、學問をすゝめ、孝子節婦などをまぐりて、これにはうびをあたへ、あるひは、神社佛寺のいはれを

たゞし、あるひは、百姓に耕作をはげまじけり、また、封内に、源頼義ならびに義家の祠堂をたて、攝津の湊川に、楠正成の碑をたて、おもてには、みづから、嗚呼忠臣楠子之墓の八字をうるゝ、うらには、朱舜水の贊をかゝけて、碑文にかゝ、田を買ひもとめ、これにつけて、ながく、香火の料とせり、此等の舉は、其の意けだし、尊王の意を知らせ、ならうて、もつて、忠義の人たらしむるにあり

君の徳を宣べて、以て、其の化を弘大にす

第十二章 忠

忠君愛國の意は平生にわいてはよくあらはれず事あるにあたりてあらはるゝを見て此の心は事あるときにあらざればたこらぬものゝごとく考ふるは大なるあやまりなり平生天皇の大御心を心とし國法を謹みまもり家業をよく勤め國家の治安をねがふ者は太平の御世の忠臣ともいふべし何となればかくのごとき者は一旦事あるにあたりては身命を抛ちて王室國家のために盡すこといと明なればなり。



高等 女子修身 卷三

女子教育書專賣所 發行

第三十七課 忠君

土民某

後醍醐天皇、隱岐の國をのがれいでたまひしとき、源忠顯一人を召し具したまひ、御足にまかせてはくりたまひ、或る家の門をたゞき、千波港への路を問はせたまひけるに、一人の男、出でてきて、主上の御ありさまを見て、いたはしく思ひ、己が背に負ひまゐらせて、港にいたり、高く船の、伯耆の國へ漕ぎもどるをかたらひて、これに乗せまゐらせ、暇申して、ずかへりける、船頭は、事のれも

むきを聞き、うれしげなる氣色にて、纜を解きけるに、敵の船のれひかけくるを見て、船底にやどし、まゐらせて、其の上に、乾魚の俵を取り積み、水手、梶取また、其の上に立ち、ならんで、櫓をたせり、敵船に乗りうつりて、彼處、此處さがせども、見えざれば、此の船にはめされざりけりとすぎゆきぬ、ひきちがへて、御船は、名和港に着きにけり。

普天の下、王土に非ざるは、莫く、率土の濱、王臣に非ざるは、莫し。

第三十八課 忠君

新田義貞

新田義貞は、八幡太郎義家十七代の孫なり。はつめは、賊將北條高時に、たがひたりしが、そのたこをひをみて、滅亡のとほきにあらざらんことをさつし、義兵をあげばやと思ひたち、大塔宮の令旨をまうしうけ、虚病をかまへてひきこもる。高時かゝるべしとは、ゆめにもしらず、十萬餘騎を、京都にのげせんがため、新田の莊世良田へは、二人の吏をつかはして、萬貫を、五日があひだに

いだし、つとせめはたりければ、義貞にくきものども、その人をとらへくびをきりて、世良田の里にかりたる高時、これをきゝて、烈火のごとく、いかり、武藏上野の勢にたほせて、義貞をうつべしとげおす。義貞は、弟義助のはかりごとにより、生品明神のまへにて、はたをあげ、令旨をひらき、三たび拜して、笠懸野にうちいで、いくほどもなく、鎌倉をやきうちて、高時を誅しけり。

王臣蹇々、躬の故に匪す。

第三十九課 愛國

護良親王

國を愛する者は太平の御世にあたりても、亂世を忘るべからず、いはんや亂世に在いてをや、護良親王は、後醍醐天皇の第三の皇子なり、はトめ、延曆寺の座主となりて、大塔に居たまひしに、より、時の人、大塔宮とぞまりしける、其のころ、鎌倉の執權北條高時、朝廷をないがしめ、御世は、いまま、なる言多かりければ、天皇ごなきは、いたまきは、いと、親王、其のはかりごとにくみり、

ひたすら、武事をならひたまひ、少からぬ辛苦をしのぎて、つひに、高時をほろぼし、たまひぬ、天皇、詔して、天下の亂すでに平ぎぬる上は、舊の法體にかへるべしと宣ひしかど、賊ども全く平きしにあらざれば、しほし、此のまゝにてありなんとて、兵備をゆるめ、たまはざりけるが、果して、足利尊氏謀反して、天下ふたゝび亂れけり。

士は當天下の憂に先ちて憂ひ、天下の樂に後れて樂むべし。

第四十課 愛國

伊達政宗

徳川秀忠將軍の職にのぼりて後遊獵にふけり、老中諫むれども聽かず、伊達政宗、秀忠にまみえて、いふやう、此の天下は誰が治めたまふ天下にて候ふかと問ふに、秀忠心ゆかぬさまなりけるが、やゝありて、亡父のはじめたる天下なりといふ、政宗聞きて、きてもあさましき御心がなかくのごとくにては、天下の亂れんことも計りがたふも、此の天下は家康公のはじめ給へる

天下にあらず、代々の天皇の、天照大神より承け繼がせたまひ、今上天皇陛下の正しく治めまします天下なり、然るを公、死去せられて間もなきに、斯かる御心にて居らるゝはいとあさまし、老中の申すことを、聽き入れたまはぬはさもあるべきことなりと、いさゝか憚るところなく云ひければ、秀忠、これより遊獵をやめしむる。

天下の難事は、必^ズ易に作り、天下の大事は、必^ズ細に作る。

高等修身教範卷三終

明治廿七年四月十四日
文部省檢定濟

明治二十六年十一月廿二日 印刷
同 二十七年四月廿七日 發行
同 二十七年四月六日 訂正再版印刷
同 二十七年四月十日 發行

定價金拾三錢

八分縣下郡大幡村二百五十二番地

池永厚

東京本郷區森川町二番地南堀二百一號地

須永和三郎

東京神田區柳原河原十四號地

辻太

東京神田區柳原河原十四號地

普及舍

版權所有

編者

印刷者

發行所

